



# 埼玉県報

第481号  
令和6年(2024年)  
1月16日  
火曜日

## 目次

### 告示

- システム運営等業務委託に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例に係る告示の一部改正（消防課）
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧（産業廃棄物指導課）
- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧（資源循環推進課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 入間第二用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 埼玉県教育委員会臨時会の招集（教委・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
システム運営等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年12月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エー・アンド・ディ 東京都品川区東五反田 5 丁目23番 1 号
- 5 落札金額  
156, 420, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和 5 年11月14日

## 告 示

### 埼玉県告示第五十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 試験種目

第八回自衛官候補生試験

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

#### 四 募集期間

令和六年一月二十二日（月）から令和六年二月十六日（金）まで

#### 五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

#### 六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和六年二月二十二日（木）から同月二十三日（金）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和六年三月二日（土）から同月三日（日）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和六年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール [hq1-saitama@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-saitama@pco.mod.go.jp)）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

## 告 示

### 埼玉県告示第五十三号

平成二十九年埼玉県告示第千二百二十八号（埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例に係る告示）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後に救助に係る航空機の運航を開始した場合について適用し、同日前に救助に係る航空機の運航を開始した場合については、なお従前の例による。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号中「五千円」を「八千円」に改める。

## 告示

### 埼玉県告示第五十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
オリックス資源循環株式会社

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山三百十三番地

代表取締役 有元健太郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田二百四十五番外六筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設

第七条第十一号の二に規定する熔融施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

イ 産業廃棄物

燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維く  
ず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コ  
ンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を  
含む。）、銧さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、  
動物の死体、ばいじん並びに処分するために処理したもの

ロ 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH二・〇以下のも  
のに限る。）、廃アルカリ（pH十二・五以上のものに限る。）、感染性産業  
廃棄物及び特定有害産業廃棄物

五 申請年月日

令和五年九月十五日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
寄居町生活環境エコタウン課	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境水道部環境課	午前九時から午後四時三十分まで
小川町環境農林課	午前九時から午後四時三十分まで
東秩父村保健衛生課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和六年一月十六日から同年二月十六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和六年一月十六日から同年三月一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和六年三月一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）



## 告 示

### 埼玉県告示第五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

オリックス資源循環株式会社

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山三百十三番地

代表取締役 有元健太郎

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田二百四十五番外六筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

イ 一般廃棄物

家庭系一般廃棄物（不燃物を含む。）、事業系一般廃棄物（不燃物を含む。）、し尿及び浄化槽汚泥

ロ 特別管理一般廃棄物

ばいじん（ごみ処理施設の集じん施設で生じたもの（処分するために処理したものを含む。）、ばいじん又は燃え殻（いずれもダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を三ナノグラムパーグラムを超えて含有するもの（処分するために処理したものを含む。）、汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設を有する工場又は事業場において生じたもので、ダイオキシン類を三ナノグラムパーグラムを超えて含有するもの（処分するために処理したものを含む。））及び感染性一般廃棄物

五 申請年月日

令和五年九月十五日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
寄居町生活環境エコタウン課	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境水道部環境課	午前九時から午後四時三十分まで
小川町環境農林課	午前九時から午後四時三十分まで
東秩父村保健衛生課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和六年一月十六日から同年二月十六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和六年一月十六日から同年三月一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和六年三月一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

## 告 示

### 埼玉県告示第五十六号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた  
ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する  
同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課に  
おいて縦覧に供する。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、飯能市入間第二用水利地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和五年十二月二十八日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和六年一月十六日から令和六年二月十四日まで

### 二 縦覧場所

狭山市役所  
川越市役所  
飯能市役所  
日高市役所

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和六年一月十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和六年一月十六日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について